破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第７３１号
静岡県藤枝市前島３丁目10番33号
破産者　株式会社ハレ・プランニング
１　破産債権の届出期間　平成24年３月９日まで
２　一般調査期日　平成24年３月28日午後１時30分
平成24年２月10日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４２１号
福岡市博多区千代２丁目４番23―205号、前住所福岡市東区松田３丁目17番２―806号
破産者　山城　年治
１　破産債権の届出期間　平成24年３月９日まで
２　一般調査期日　平成24年４月13日午前10時20分
平成24年２月９日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１８５号
福岡県糟屋郡新宮町大字上府799番地33
破産者　有限会社モンデ
１　破産債権の届出期間　平成24年３月９日まで
２　一般調査期日　平成24年５月17日午後２時30分
平成24年２月８日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０６号
長野県松本市元町２丁目７番13号
破産者　桑原美由紀（旧姓吉田）
１　破産債権の届出期間　平成24年３月13日まで
２　一般調査期日　平成24年５月14日午前10時15分
平成24年２月13日　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第４９７号
和歌山市山吹丁47番地
破産者　小畑　　幸
１　破産債権の届出期間　平成24年３月16日まで
２　一般調査期日　平成24年４月16日午前10時45分
平成24年２月13日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第６６１６号
大阪市旭区中宮２丁目24番19号
破産者　林　　秀春
１　破産債権の届出期間　平成24年３月21日まで
２　一般調査期日　平成24年４月23日午後３時30分
平成24年２月10日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成１４年（フ）第２９５号
福島県河沼郡柳津町大字柳津字一王町甲37番地
破産者　柳津事業協同組合
１　期日　平成24年３月28日午前10時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成24年２月10日
福島地方裁判所会津若松支部

平成１８年（フ）第１９８号
石川県加賀市片山津温泉ア２番地の１
破産者　阿部　　彦
１　期日　平成24年４月19日午後２時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年２月13日　金沢地方裁判所小松支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第７９号
熊本県荒尾市荒尾4110番地
破産者　髙尾　晴治
異議申述期間　平成24年４月９日まで
平成24年２月９日　熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第１３４号
山口県宇部市岬町２丁目12番25号
破産者　杉浦　旭美
異議申述期間　平成24年３月16日まで
平成24年２月13日　山口地方裁判所宇部支部

免責許可決定

平成２３年（ラ）第２５５号（原審札幌地方裁判所平成２３年（フ）第５６９号）
札幌市南区澄川４条６丁目６番53号　久美マンション203号
抗告人（破産者）　畠山　深雪
１　決定年月日　平成24年１月20日
２　主文　原決定を取り消す。
抗告人（破産者）の免責を許可する。
札幌高等裁判所第２民事部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２号
岡山県赤磐市多賀128番地
清算株式会社　ウチヤマ化成株式会社
代表清算人　中山　友二
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（ヒ）第５号
金沢市入江２丁目82番地１ノエビアビル１階
清算株式会社　株式会社フーズ・フォーラス
代表清算人　大村　安孝
１　決定年月日　平成24年２月10日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
金沢地方裁判所

平成２３年（ヒ）第１００３号
福岡市中央区地行３丁目３番12号
清算株式会社　株式会社三松業務店
代表清算人　安東　　哲
１　決定年月日　平成24年２月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第１４号
札幌市中央区北２条西２丁目４番地
清算株式会社　樺戸開発産業株式会社
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（ヒ）第２１号
札幌市中央区北２条西26丁目451番地16
清算株式会社　株式会社胆振管財
代表清算人　関根　純一
１　決定年月日　平成24年２月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（ヒ）第２号
青森市新町１丁目６番23号
清算株式会社　株式会社ＭＳ商事
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
青森地方裁判所第２民事部

平成２３年（ヒ）第４号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野5456番地
清算株式会社　モールド株式会社
代表清算人　松下　順紀
１　決定年月日　平成24年２月３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所川内支部

監督命令

平成２４年（再）第２号
大阪市東住吉区北田辺１丁目７番９号、主たる営業所の所在地大阪市生野区巽中２丁目８番６号
再生債務者　大阪ヨシヒロこと　吉広　達史
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区西天満２丁目３番５号絹笠新興ビル４階　塩田法律事務所　弁護士　塩田　　慶
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（日常生活に関するものを除く。）
⑴　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
⑵　無償の債務負担行為又は権利の放棄
⑶　財産の譲受け
⑷　借財、手形割引又は保証
⑸　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
⑹　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
⑺　和解及び仲裁合意
⑻　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
⑼　別除権の目的である財産の受戻し
平成24年２月10日
大阪地方裁判所第６民事部